事業者排出量削減計画書

										✓ ¥	折規			変更			
/\ _	(宛	先)		京都市長	4 1.				(NI 1)			<1 T - 12 II	平成	25年	7月	31日	
				は、主たる事務					(法人に				表者	名)			
果是	ス都港!	<u> </u>	-14-	5 オリックス芝	2]目ヒル				ックス不! 取締役								
								1(衣)	以称仅			03 - 5	110	_ 490	00		
											电时	05 - 6	9410	- 430	<i>J</i> 0		
	主たる	2 坐孫		貸事務所業													
	土だる	ン未性		貝爭伤別未								細分類	番号	6	9	1 1	
					マア	•											
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第2条第							1 頂第6 早	\Box	又はウ								
す木ロッピカ 水御中地外価吸化対水木門第 2 米男						1-83707	_										
計	画	期	間			<u> </u>	乙成 25年 4月7	から平	成 26年	3月ま	で						
++-	1.		14	- 42 W 6H	- M - A - HI	//・・・ エンン	# 40 4 F # 1 . I	1. 1	TI	· nhr as NE	ر المراجع الم	الماليات في ا	11 目 3	1 O / N(1)	A. J., ~	,	
基	本	方	హ十	エネルギーの使	門の合理	化に基づさ、	平成24年度と「	とし、	平成25年	・良の塩		ミカム排	口里を	1% 月17	戻り る	٥ ٥	
計量	画を推済	准士ス	, <i>†-</i>	オリックス不動産全体のエネルギー管理統括者を業務本部長とし、管理企画推進者を統括部長および建築監理部													
	り体制	<u>⊯</u> 7 ′a√	,,_	長とする。オリ									7444	.4020	~E #K	III. > T H I	
-/-	~ 11 1123						甘淮仁庄		1年度	第2		第3年	E度				
温室効果ガスの排出の実績及び削減				温室効果	ガスの	排出の量	(24) 年度)年度		年度	(25)		増	減	率	
)排	事業活動	に伴う	排出の量	. , , , , , ,		トン			1, 777. 6		-1.0		パーセント	
						が出の量			トン			1, 777. 6		1		パーセント	
のほ	目標			b1 lm <> V1	外になる	7 19 日 少 重											
				目 標 の 根 拠 <mark>平成24年度より本格稼動を開始したため比較ができないが、エネルギー使用の合理化に基づ</mark>												もづいた	
				日標設定とする。													
				事業の用に供す	原単位	立の指標	基準年度		1年度	第2		第3年		増	減	率	
				る建築物の用途		こ伴う排出の量	(24) 年度	()年度	()	年度	(25)	牛皮				
原	単位当7	たりの	温	水族館		<u>に任り排出の単</u> 木面積)	1. 92						1.90	-1.05		パーセント	
室効果ガス排出量 等			量			に伴う排出の量											
					()										パーセント	
				西兴华乡长	1# T7 7 1 1	2 HE D HI HII	設備機器運転基準を明確化し、設備機器の効率運転を行うことにより、排出量の削減を図る。										
				原単位の指	標 及 ひょ	日際の依拠	設備機器連転基準	ど明確1	とし、設備核	支替の3月4	連転を	丁りことに.	より、お	昨出重の目	川嶼を臣	এ০.	
						基準年度	第	1年度	第2	年度	第3年	F度	備		考		
重点的に実			こり	実施する取組の実施計画.			(24) 年度	(25	5)年度	()	年度	(25)	年度	VHI		77	
							44.0		バー セント		バー セント	55.0	バー セント				
				(2	2) 在	度											
	1.1.1. 2. 1	m. 4n m	- 13	(2	3 / 中	泛											
具体的な取組及び 措置の内容			CO	(2													
							THE REPORT OF THE PARTY OF THE										
				(25) 年度			機器の適正な運転管理に努める。										
\	61 x . X . x		_														
通勤における自己 の自動車等を使えさ することを控えさ せるために実施し ようとする措置				措置	通勤は、公共交通機関利用を100%目指す。												
				上記の措置	と採用	する理由	京都駅に近く、公共交通機関での通勤が可能であるため。										
												1					
				区		分	第1年度		第2			第3年月		偱	Ħ	考	
				,	ナ マルナレ ロ・		(23) 年月		(24)	年度		(25) 年			•		
				森林の保全及				トン		<u>۲</u>	_		トン				
		の保全及び整 再生可能エネ 一の利用その		地域産木材				トン		<u>۱</u>	ン		トン	1			
				再生可能エネル		用した電力又		トン		ŀ	. ,		トン				
				は熱の供給によ	こるもの			1. 7		1.			1.0				
	り地球? こよりi			グリーン電力詞	で事体の時	ファトスもの		トン		ŀ			トン				
量	C & 9 F	11116V 1	<i>'</i> • <i>'</i>	ググ・ 夕 电刀副	「百守り牌」	スによるもの		1.		۲			1. ~				
					出量の削減効果分												
					スの吸収効果分の購入によるも			トン		۱	ン		トン	1			
				の合		<u></u> 計	0, 0	トン	(). 0 F	`/	0.0	1. \ .				
10	A VIII and	11. 1 1 6-2	-) - :				l .						トン				
	求温暖化			日本で初めて水槽													
) 動	する社:	云貝剛	八古	り、運搬時に発生 ト空調などの環境												. 、、 、	
35/J										, , ,							
Astr.	∌⊓	本	TE.	平世94年第四十二	And Hi	田島に甘 ざき	双骨05年中上2	AL C	日米・本リッコ	. Mc							
特	記	事	垻	平成24年度のエス	トルキー使力	ガ重に基づさ、	平成25年度より	行正号	申業有に該	⇒。							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。